

平成20年 6 月30日了承

今後の野菜需給協議会の開催について

1. 当協議会は、野菜の需給情報の周知を図るとともに、関係者が連携して価格低落時等の対策に取り組むことにより、野菜の需給の安定に資することを目的として設立されたものであり、価格低落時等に機動的に開催することが望ましい。
2. しかし、関係団体の数も多く、日程調整等に時間を要することもあり、昨年においては、5月に設立して以降、9月と11月に開催し、その他緊急的に需給調整に取り組む必要のある場合には、事務局より需給情報等について会員に提供し、消費拡大等の取組への協力をお願いしてきたところである。
3. このような昨年度の状況を踏まえ、本年度以降、以下の運営を行うこととする。
 - (1) 協議会は、原則として年3回定例開催することとし、その開催時期は概ね、7月頃、11月頃、3月頃を目途とする。

なお、協議会の定例開催前に、原則として、機構において、「野菜需給・価格情報委員会」を開催することとする。
 - (2) 緊急時には、当協議会規約2の(6)において、「緊急時には、幹事会の決定をもって協議会の決定に代えることができる。」とされており、幹事会を開催して関係事項を決定することとする。
 - (3) なお、幹事会について、幹事が一堂に会することが困難な場合には、機動的な対応を行うため、幹事会の開催に代えて、事務局より会員に対し、緊急需給調整等に関する情報提供を行い、需給状況の周知及び消費拡大等を図ることとする。